社会保障Ⅰ　　 水曜日　3限目13：00～14:30講義室 3F304

●リアクションペーパー＃６

学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名

第６回【社会保障の理念と対象】福祉国家、基本的人権と社会保障の関係

に関して、以下の記述のうち、明らかに間違っている記述を選んで（１つとは限らない！）、間違いの箇所に線を引いて、その番号を答えなさい（番号に◯）。

1. 社会保障は、個人の生存権（生きる権利）を守ることにより、社会全体の連帯（きづな）を維持するためにある。
2. 日本の社会保障制度は、日本国憲法（1947年施行）の第３章　国民の権利及び義務にある 第25条に基づく。
3. 日本国憲法第25条　すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2.国は、すべて の生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
4. 25条の第1項は国民には生存権（社会保障を受ける権利）、第2項　国家には生活保障を行う義務があることを示している。これらはセットで「社会保障法の制定根拠」「立法の指針」として社会保障審議会の1950年勧告に反映されている。
5. 社会保障については、一定の条件を満たす人に受給する権利があり、同様に社会保障の費用を拠出する義務を負う。
6. 人的適用範囲に着目した個別社会保障の分類には、職域型（特定の産業・職業の従事者を加入者とする）と地域型（国民全体・地域全体を加入者とする）がある。
7. 日本の年金制度には国民年金（地域型）厚生年金（職域型）がある。
8. 社会保障制度体系の類型でいえば、日本は当初、ドイツなどの大陸型（ビスマルクモデル）：職域（特に雇用労働者中心）を真似ていたが、その後、イギリス・北欧型（べヴァレッジモデル）：地域型も導入するようになった。
9. 日本の社会保障には「内外人平等待遇の原則」はあるが、LO102号条約（1952年）国際人権規約（1966年）、難民条約（1981年）の批准国ではない。
10. 日本国憲法25条は国民についての規定であり、在留外国人、短期滞在者、難民など日本国籍を有しない者は国民ではないので、国民年金、児童手当などの社会保障制度の対象にはならない。
11. 日本の社会保障の適用範囲は、同じ外国籍でも一時滞在者（旅行者）、定住者、永住者、不法滞在者により異なる。また正規の就労資格を持つかどうかによっても扱いは異なる。
12. 生活保護については、生活保護法は適用されないが、特定の在留資格により、行政処置として同等の取り扱いがなされている。
13. ウクライナからの難民も社会保障の対象となっているが、難民条約でいう難民認定を受けているわけではなく、特別避難民として扱われている。